

令和元年度「沖縄雇用・経営基盤強化事業」における  
経営強化指導員の募集について

1. 募集人員

経営強化指導員 1 人

2. 任期（勤務期間）

採用時～2020年3月31日

（委託期間は単年度に限る。ただし、業務評価により契約期間を更新する場  
合がある。）

3. 業務内容

- ① 沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付に係る商工会等の推薦等の事務につい  
ては、当該資金に関する説明会の開催等により、商工会等の経営指導員  
への周知を図るとともに、商工会等の要請に応じて必要な指導を行う。
- ② 商工会及び商工会議所への巡回指導や、説明会等の開催により、商工会  
が実施する経営強化指導事業が適切かつ効果的に実施されるように指導  
を行う。

4. 雇用条件

・賃金及び勤務日数、通勤手当

1日 20,000円 月12日間程度（応談）

※通勤手当は本会規程による。

・勤務時間

開所時間は、平日8時30分から17時15分まで。

・休日

土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、12月29日  
～翌年1月3日までの日

・社会保険等

あり

## 5. 応募資格

- 経営支援に関する専門知識、能力を有し、事業者の支援経験を有する方。  
関係機関と連携、関連施策等の活用等を実施する意欲を有する方。
- 普通自動車運転免許（AT 限定可）を有し、自ら運転できること。
- パソコン、インターネットを活用した業務の処理能力を有する者。

以下の項目の一に該当する者

- (1) 学校教育法による大学又は旧大学校令による大学を卒業したものであって、商工鉱業の指導又は経営実務に最近5年のうち2年以上従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令による専門学校又は旧高等学校令による高等学校を卒業したものであって、商工鉱業の指導又は経営実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有するもの
- (3) 商工鉱業の指導又は経営実務に最近7年のうち5年以上従事した経験を有するもの又は昭和62年度末現在において地域改善対策担当経営指導員であったもの
- (4) 公認会計士法の規定による会計士の資格を有するもの
- (5) 税理士法の規定による税理士の資格を有するもの
- (6) 中小企業診断士の登録をうけているもの
- (7) 知事が上記の(1)から(6)までに規定するものと同等以上の指導能力を有すると認めたもの

## 6. 募集方法

履歴書を期限までに直接持参か郵送にて提出（提出した書類は返却しない）

## 7. 募集締め切り

2019年12月13日（金）（但し、採用者が決定次第締切）

## 8. 選考方法

書類審査及び面接審査（書類審査に合格したもの）を行い、可否を通知する。

## 9. 募集書類の提出先・問い合わせ先

〒901-0152

那覇市小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター 6 階 604

沖縄県商工会連合会 支援課 大城

TEL : 098-859-6150 FAX: 098-859-6149